

監視・救護業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の監視及び救護業務の実施に関して、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

1 監視員

(1) 監視員は遊泳者の事故防止の為、監視を行うとともに、プール場内の秩序の維持、危険防止、盗難及び盗撮等の予防及び救護活動などに従事する。

監視員のうち、1名を主任監視員と定めること。

(2) 監視員は健康であり、業務遂行に支障のない者であること。

2 従事時間

(1) 夏期以外温水プール（片山）

4～6月・9～3月	平日	午後9時～午後9時
	土・日・休日	午前9時～午後9時

(2) 夏期プール（片山）

7、8月	《屋外》平日	午前10時～午後6時
	土・日・休日	午前9時～午後6時
	《屋内》平日	午前10時～午後9時
	土・日・休日	午前9時～午後9時

(3) 夏期プール（北千里、南千里、中の島）

7、8月	平日	午前10時～午後6時
	土・日・休日	午前9時～午後6時

(4) 監視員の交替時は、連絡事項をもれなく引継をするものとする。

(5) 非常の場合及び特に甲の指示のあるときは、従事時間外であっても業務に従事するものとする。

3 人員配置

プール遊泳者数を考慮しながら、監視業務が万全に実施できるように配置することとし、その計画表を提出し、承認を得ること。

4 業務要領

業務は次のとおり実施するものとする。

(1) プール遊泳者の事故防止のため、定置・巡回・水中監視を行い、危険な状況においては迅速な救護を行うものとする。

(2) 主任監視員は、常にプール場内を巡回し、監視指導、監視・救護業務の遂行状況を確認し、必要に応じて適切な処置を行うものとする。

- (3) 身長または学年により入場制限をしているプールについては、身長または学年を確認のうえ入場させるものとする。
- (4) プール使用の規律を守らない利用者には注意を促すものとする。
- (5) 遊泳者をプールサイドに誘導し、率先して体操を行うものとする。
- (6) 落雷・光化学スモッグ等による事故防止のため、甲が遊泳を中止したときは、速やかに非難場所に誘導するものとする。
- (7) プール場内の設備、備品などの整備をプール使用の前後並びに従事中でも業務に支障をきたさない範囲で実施するものとする。
- (8) プールへの出入り者を常に把握し、挙動不審な者を発見したときは、必要に応じて臨機の処置を講ずるものとする。
- (9) 監視員は救急法の受講者であること。
- (10) 事故発生時には、迅速な救助を行うとともに、臨機の措置をとり、他の従事職員と協力し、関係機関へ通報すること。
- (11) 清掃従事員に協力し、プール場内の清掃、洗浄を行うものとする。
- (12) 入手した遺失物、引取人のない物品等は、職員に報告し、引き渡すものとする。
- (13) 監視・救護日誌を作成すること。

5 法令の遵守等

乙は労働基準法、最低賃金法その他関係法令に定められた基準を遵守するとともに、従事員の健康管理に注意を払い、定期健康診断を受けさせるものとする。

6 監視員の衛生管理

- (1) 乙は監視員の伝染病、疾病等には特に注意し、適切な予防法を実施するとともに、感染時には速やかに甲に報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 乙は利用者に対し、不快感を与える事のないよう常に、監視員に清潔な服装を着用させるものとする。

7 その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。